

アーチェリー競技申し合わせ事項

5月29日 東京都障害者総合スポーツセンター

競技規則

本項に定める以外は、平成22年度(財)日本障害者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」により行う。

競技種目

リカーブボウの部は、50m・30mラウンド、30mダブルラウンド、18mダブルラウンド、12mダブルラウンド、
コンパウンドボウの部は、50m・30mラウンド、30mダブルラウンドを実施する。

競技方法

- (1) 試射は2分間3射の2回とする。
- (2) 行射数は、各距離においてそれぞれ1エンドに3射ずつ計36射とする。
- (3) 行射時間は1エンド2分以内とする。

選手受付

受付時間は、午前9時から9時30分とする。

ナンバーカード

主催者の用意したもの(肢体不自由者—白色、聴覚障害者—黄色、内部障害者—水色)を競技用シャツの背部に付けること。

表彰

競技終了後、競技会場で行う。各区分とも1位、2位、3位にメダルを授与する。

その他

- (1) 出場資格は、東京都障害者スポーツセンター主催アーチェリー教室修了者、洋弓場使用認定者、または競技経験がある者とする。
- (2) 事前に申し出のあった場合は、弓具の貸出しを行う。但し、初心者に限る。
- (3) 事故防止の為、セットアップ、ドローイングおよび引き戻しは水平に行なうこととし、その他行射に関し審判員が適当でないと判断した場合、競技の中止をさせることがある。
- (4) コンパウンドボウの部は、全国障害者スポーツ大会での障害区分は「第7頸髄まで残存」と「その他の障害」の2区分に分かれる。また、18mダブルラウンド、12mダブルラウンドは、全国障害者スポーツ大会の選考対象にはならない。

※大会プログラム、ナンバーカードは事前に送付する。

※障害別参加区分

| 障 害 区 分 | | | 区分番号 |
|------------|------------------------------|------------|------|
| 肢 体 不自由 | 脳原性痲痺以外で 車椅子常用 | 第7頸髄まで残存 | 01 |
| | | その他 | 02 |
| | 切断・機能障害 | 上肢障害 | 03 |
| | | 下肢障害 ※病態参照 | 04 |
| | | 体幹障害 | 05 |
| | 脳原性痲痺 | 脳原性痲痺 | 06 |
| 聴 覚 | 聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害 | | 07 |
| 内 部 | ぼうこう又は直腸機能障害 | | 08 |

【アーチェリー区分解説】

| 区分番号 | 障害区分 | 解説 |
|--|--------------|---|
| ●肢体不自由(脊髄損傷、二分脊椎、骨・関節機能障害、切断といった脳原性麻痺以外の車椅子常用) | | |
| 01 | 第7頸髄まで残存 | ・肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者(肩関節、肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物が握れない) |
| 02 | その他 | ・区分1、6には該当しない車椅子使用者(常用) |
| ●肢体不自由(切断、機能障害で立位、または車椅子常用でない車椅子使用者) | | |
| 03 | 上肢障害 | ・上肢に機能障害がある者 ・上肢の切断者 |
| 04 | 下肢障害 | ・下肢に機能障害がある者 ・下肢の切断者 ※下肢切断で椅子を使用して競技を行う者、 <u>競技中のみ車椅子を使用する者</u> も含む |
| 05 | 体幹 | ・頸部、胸部、腹部及び腰部(脊柱)のみに変形がある者(脊椎カリエスなどによる体幹の障害が該当し、四肢の機能障害を伴う場合は該当しない) |
| ●肢体不自由(脳原性麻痺…脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等) | | |
| 06 | 脳原性麻痺 | ・全ての脳原性麻痺者 |
| ●聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害 | | |
| 07 | 聴覚障害 | |
| ●内部障害 | | |
| 08 | ぼうこう又は直腸機能障害 | ・脊髄損傷等で合併した直腸・ぼうこう機能障害者は含まない |